



昭和39年1月5日発行

千代田区役所

TEL (331) { 0151
8531

区のおしらせ

臨時号

保田臨海学園要地の

取得が決まりました

千代田区立の学童用臨海施設は、神奈川県鎌倉市に所在する鎌倉臨海学園だけで、中学校生徒用施設としては、千葉県鋸南町保田吉浜海岸に所在する、千葉県安房郡鋸南町立吉浜小学校校舎を借用して利用していたところであります。しかし、諸設備その他が不完全で、臨海施設として適せず、中学生徒用の区立臨海学園の早期建設を企図して

いたのでありますが、臨海施設としての適当な建設用地もなく、鋭意物色中でありましたが、次のような経過を経て、臨海学園用地の取得がきまりました。
区では、さつそくこの用地に臨海学園の施設の建設に着手し、今年の夏期施設開設までに、完成する予定です。

土地交換契約

昭和36年12月26日、千葉県安房郡鋸南町長平田末喜三と次の土地の無償交換契約を締結した。

(区有地)

千葉県安房郡鋸南町保田三五九番地

一宅地

二八二・二坪

(鋸南町有地)

千葉県安房郡鋸南町吉浜四五六番地

一宅地

四〇二・八三坪(内

借地一七坪)

使用貸借契約

昭和36年12月26日 本区区有地 千葉県安房郡鋸南町保田三五九

番地二八二・二坪と千葉県鋸南町所有地、千葉県安房郡鋸南町吉浜四五九番地四〇二・八三坪との無償交換契約締結を前提として、本区区有地を鋸南町診療所建設用地として鋸南町長に無償で使用せしめるため、次の使用貸借契約を締結した。

1 借主は借用土地を鋸南町診療所建設以外には使用しないこと。
2 借用土地の使用期間は、昭和37年3月31日までとする。

3 土地交換契約が成立しないときは、借主は借用物件を原状に回復して返還すること。

校舎使用貸借契約

昭和36年12月26日、鋸南町長と千葉県安房郡鋸南町吉浜四五六番地に所在する、旧鋸南町立吉浜小学校校舎建坪七八坪を本区学童夏期施設用として本区に無償で使用させるため、次の貸借契約を締結した。

1 本区は借用建物を千代田区民の福利厚生施設以外に使用しないこと。
2 借主の借用建物の使用期間は、昭和37年4月1日から2ヵ年とする。但し、使用期間中といえども前項施設のため必要があるときは、借用建物

をとりかわすことができるものとする。

土地交換契約内容の一部変更

昭和37年3月31日、鋸南町長から鋸南町立吉浜小学校分校の廃校手続未済のため、交換実施時期を昭和37年10月1日と変更願出があったので承諾した。

使用貸借契約内容の一部変更

昭和37年3月31日鋸南町長から土地交換契約内容の変更のため鋸南町長に貸与した本区有地の使用期間を、昭和37年9月30日と変更したい旨願出があったので承諾した。

土地交換の督促

昭和37年12月19日、郵便物配達証明付書留郵便をもって次の内容の土地交換の督促をした。

土地交換完了期日である昭和37年10月1日を経過したが、交換実施について具体的な申し越しもなく、区有財産管理上放置することができないので、12月中に交換実施せられたい。なお、交換不可能のときは、本区有地を原状に回復して返還せられたい。

土地交換契約の一部変更についての承諾願

昭和38年3月8日、鋸南町長から次の内容の承諾願出があった

貴職と締結した土地交換契約実施時期も経過したが、当町の内部的事情のため、現在交換不能の状態となったので、貴区の指示により、次の場所に七〇〇坪を超える土地を造成して、貴区有地との交換用地といたし、なお、交換実施期日は昭和38年5月10日までに延期願いたい。

千葉県安房郡鋸南町
一、海岸埋立造成地

七〇〇坪以上
変更の理由 交換土地に所在する学校の廃校が不可能のため

土地交換契約の一部変更についての照会

昭和38年3月13日、鋸南町長から交換土地を海岸埋立造成地、七〇〇坪以上と変更したい旨の願出があったので、本区は申出の内容を確認するため、郵便物配達証明付書留郵便をもって次の内容の照会文書を発送した。今回申し越しの土地は、今後貴町が埋立により造成する土地で本区が希望する学童用臨海学園建設用地としての条件に適用かどうか、最大の要件であるので、貴職が左記条件を承諾するならば承認する

1 変更埋立造成地はのりを除き、七〇〇坪を実際に使用できる土地であること。

2 右の埋立造成地は貴町立吉浜小学校前附近の岩しゅう地帯とし、その詳細設計図面を本回答と共に提出すること。

3 埋立造成地の地表は、隣接する国道と同等以上の高さとし、周囲の護岸は、貴町の負担において波浪に耐え得る堅牢さで設置すること。但し、護岸工事の欠陥により損害を受けたときは、貴町において損害を賠償すること。

4 埋立造成地は、昭和38年5月10日までに完了し、ただちに本区において使用し得る状態にすることとし、爾後すみやかに本区に移転登記を完了すること。

5 前記期日までに前各項の履行ができないときは、本区有地を貴町の負担において原状に回復し、直ちに本区に返還することのほか、本区が受けた損害を賠償すること。

本区の提示条件の回答督促

昭和38年4月22日、前項によって照会した提示条件の回答を督促するため鋸南町長宛郵便物配達証明付書留郵便をもって、次の内容の文書を発送した。

昭和38年3月13日付をもって、

吉浜海岸埋立造成に関する本区の条件について文書をもって至急回答方貴職宛通知したのであるが、未だ何等のご返答もないので、本月27日迄に文書によるご返答方改めて督促いたします

土地交換契約の一部変更についての照会に対する回答

昭和38年4月26日、鋸南町長から本区の提示条件に対する回答として、次の内容の文書を受領する。

昭和38年3月13日付書面によるご申越の各条件については、すべて承認いたします。

但し、第三項中護岸工事の欠陥による損害賠償については、工事完了後10年といたしたく申添えます。

昭和38年6月3日付、鋸南町長から、千葉県知事の公有水面埋立免許書の写の送付がありました。

土地交換の督促

昭和38年7月13日、郵便物配達証明付書留郵便をもって、次の内容の土地交換の督促をした。

貴職と締結した土地交換契約に關し、貴職の申越により本年3月13日付送付した本区の契約の一部変更に関する条件に付、護岸に対する賠償責任を除き、全面承諾の文書を貴職より受領いたしました。条件中第四号の交換時期5月10日も経過したが未だ交換の実施もないので改めて督促いたします。

埋立地竣工確認検査完了の文書受領。内容左の通り
かねてから何かとご迷惑をおかけして参りました交換土地、公有水面埋立地の造成も、このほどようやく完成し昨8月22日、県の竣工確認検査を終了しました。引き続き竣工認可の申請をなし、近く許可あり次第登記のできる段取りに相なりましたのでご報告申し上げます。

土地交換の督促

昭和38年9月19日書留速達郵便をもって次の内容の土地交換の督促をした。

貴職と締結した土地交換契約に基く交換実施期日については、貴町の事情によりやむなく本年5月10日まで延期の余儀なきにいたしましたのであります。

しかるに、その期日もすでに四か月余経過した今日未だ交換実施のできぬことは、はなはだ遺憾であります。
つきましては、本区の事情もあり、きたる9月27日までに交換

手続き完了いたしたく存じますので、折返し貴意を得たく御通知いたします。

あらたに生じた土地の確認の議決
議本等受領

1 昭和38年8月31日付、千葉県知事の公有水面埋立工事のしゅん工認可。

2 昭和38年9月13日、鋸南町議会においてあらたに生じた土地（大字大六字御堂崎地先公有水面埋立地）の確認議決（地方自治法第九条の四第一項）

3 昭和38年10月11日付、前項の届出に基づく千葉県知事の告示（地方自治法第九条の四第二項）

4 昭和38年12月11日、鋸南町議会において、千葉県知事からの諮問について異議がない旨答申議決（地方自治法施行令第一七九条第一項）

5 昭和38年12月16日付、前項の答申に基づき御堂崎に編入告示。

最終土地交換契約

昭和38年12月21日、千葉県鋸南町長平田末喜三と無償交換契約を締結した。

所有権移転登記

昭和38年12月23日、登記